

被災建物等解体工事受注者各位

環境省福島地方環境事務所  
環境再生・廃棄物対策部環境再生課長  
(総括監督員)

### 解体廃棄物の適正な処理の徹底に向けた取組について

大熊町の解体工事現場から金属くずが無断で持ち出され、売却された事案の発生を受け、再発防止策として、福島地方環境事務所が発注した被災建物等の解体工事を対象に、下記により取組を実施することとしたところ、御対応をお願いいたします。

実施にあたって、各現場の状況等を踏まえた具体的な取組事項については、各工事の主任監督員・監督員から別途連絡・指示いたします。

なお、各取組について、可及的速やかに着手いただくとともに、取組開始日等を主任監督員に対して報告願います。なお、資材調達・人員手配の必要性等から開始までにやむを得ず一定の時間が必要となる取組がある場合にあっては、理由を添えて取組開始日等を報告願います。

### 記

#### 1. 解体現場における廃棄物管理の責任明確化

- (1) 各工事において、解体現場における作業員・工事関係車両及び解体廃棄物の管理を指揮監督する元請受注者職員として、「廃棄物管理責任者」を定め、設置すること。元請受注者は、予め、監督職員に対し、廃棄物管理責任者とする者の氏名その他必要な事項を通知すること。また、除染等工事共通仕様書（第12版）1-1-4（3）により設置された作業指揮者は、廃棄物管理責任者の指示の下、当該作業指揮者が所属する各現場の作業単位ごとに、当該管理を行うこと。
- (2) 廃棄物管理責任者は、作業指揮者を統括して必要な指示を行い、解体作業現場において、各現場にて作業を実施する作業員及び工事関係車両を事前に整理・記録する登録簿を作成し、当該作業員・工事関係車両のみが当該現場で工事作業に従事するよう、改めて徹底すること。
- (3) 廃棄物管理責任者は、作業指揮者を統括して必要な指示を行い、下記2.～8.の事項を含む解体作業現場から発生する廃棄物の当該現場における管理及び仮置場への運搬について、責任をもって実施すること。特に、廃棄物管理責任者は、当該解体廃棄物の仮置場への運搬について、事前に運搬予定を整理・記録（以下「廃棄物運搬予定表」という。）

し、現場から予定されていない解体廃棄物の運搬がなされないようにすること。作業当日にやむを得ず事前に予定されていない解体廃棄物の運搬が必要と作業指揮者が判断した場合は、作業指揮者がその旨を廃棄物運搬予定表に記録（追記）したうえで、当該運搬を行うことを可能とする。廃棄物管理責任者は当該記録を確認し、署名等により確認結果を記録すること。

## 2. 解体廃棄物の収集・運搬に関する記録について

「解体廃棄物の収集・運搬に関する記録」（以下「収集・運搬記録」という。）について、今後は、様式を定めて、運搬前に、運搬車両毎に、必要事項を記録すること。記録した収集・運搬記録は、運搬車両に備え付けること。

## 3. 「大型解体現場等」の選定

以下のいずれかに該当する解体現場について、監督職員と協議のうえ、盗難・持ち出しのリスクがある金属くず等が多く発生する現場（以下「大型解体現場等」という。）として選定すること。

- (1) 鉄筋コンクリート造（RC造）
- (2) 鉄骨造（S造）
- (3) 解体工事前の三者立会において、盗難・持ち出しのリスクがある金属くず等が多く発生する可能性があるかと判断した現場
- (4) その他監督職員が必要と認める現場

また、今後新たに解体現場が生じる際は、当該現場が大型解体現場等に該当するかを、都度監督職員の了解の下、選定すること。

## 4. 大型解体現場等の出入口管理の厳格化

上記3.にて選定した大型解体現場等について、下記を実施することにより、出入口管理を実施すること。

- (1) 当該解体現場に仮囲いを設置する等により、現場に本件工事に無関係の者が無断で立ち入れないようにすること。その際、出入口の数は必要最小限とすること。
- (2) 現場に入出場する工事関係者、車両について、1.(2)も活用し、各作業日前に予め定めておくこと。
- (3) 出入口に監視員を配置し、監督職員又は受注者現場代理人が特に認めた場合を除き、(2)により定めた工事関係者、車両以外の現場への入場を禁止すること。
- (4) 出入口に設置された監視員は、当該現場から出場しようとする廃棄物を運搬する車両について、収集・運搬記録を確認し、収集・運搬記録を備え付けていない車両、収集・運搬記録に記載のない解体廃棄物を積載している車両の現場からの出場を認めないこと。また、監視員は、1.(3)により作成された作業当日の廃棄物運搬予定表を保有し、当

該廃棄物運搬予定表と収集・運搬記録等との整合性を確認することで、予定された廃棄物運搬以外の車両の現場からの出場を認めないこと。

1. (3)によりやむを得ず作業指揮者が作業当日に必要と判断した運搬に該当する場合は、作業指揮者がその旨を廃棄物運搬予定表に記録することを確認したうえで出場を認めること。

(5) 廃棄物管理責任者又はその指示を受けた元請受注者職員は、監視員による(3)、(4)の実施が適正に行われているか、随時確認すること。

(6) 各作業日の解体作業終了時に、出入口へ重機を配置する等により、無関係な車両の侵入を防止すること。

(7) 各作業日の解体作業終了時には当該出入口は施錠すること。(6)の重機の鍵及び出入口の鍵は、元請受注者が管理すること。

#### 5. 大型解体現場等における解体廃棄物の管理

大型解体現場等において、廃棄物管理責任者又はその指示を受けた元請受注者職員は、当該現場において解体廃棄物が発生する際には、同日中に廃棄物の発生状況を確認し、写真等により記録すること。

#### 6. 大型解体現場等における金属くず等の残置状況管理等

大型解体現場等における金属くず等について、無計画な現場残置を避け、仮置場への運搬頻度について、個々の現場の状況に応じ、監督職員の了解の下、決定すること。残置する場合は、元請受注者が、上記5.と合わせて残置状況を写真等により記録し、管理すること。

#### 7. 土日祝日における解体現場管理

土日祝日は原則として多くの金属くず等が発生する解体作業やこれらの運搬作業を実施しないこと。やむを得ず、これらを実施する場合には、元請受注者による常駐、カメラを活用した現場管理等により、上記1.～6.の取組に基づく現場管理と同等の無断持ち出し防止体制を実現すること。

#### 8. 工事関係者への教育を通じた危機意識の醸成

元請受注者の職員、作業員等に対し、改めて法令遵守の重要性について教育を実施すること。特に、放射性物質に関する社会的影響や、不法行為実施に伴うペナルティの大きさ等を伝え、危機意識を醸成すること。

以上

事務連絡  
令和5年10月26日

被災建物等解体工事受注者各位

環境省福島地方環境事務所  
中間貯蔵部調整官（中間貯蔵技術担当）  
（総括監督員）

### 解体廃棄物の適正な処理の徹底に向けた取組について

大熊町の解体工事現場から金属くずが無断で持ち出され、売却された事案の発生を受け、再発防止策として、福島地方環境事務所が発注した被災建物等の解体工事を対象に、下記により取組を実施することとしたところ、御対応をお願いいたします。

実施にあたって、各現場の状況等を踏まえた具体的な取組事項については、各工事の主任監督員・監督員から別途連絡・指示いたします。

なお、各取組について、可及的速やかに着手いただくとともに、取組開始日等を主任監督員に対して報告願います。なお、資材調達・人員手配の必要性等から開始までにやむを得ず一定の時間が必要となる取組がある場合にあっては、理由を添えて取組開始日等を報告願います。

### 記

#### 1. 解体現場における廃棄物管理の責任明確化

- (1) 各工事において、解体現場における作業員・工事関係車両及び解体廃棄物の管理を指揮監督する元請受注者職員として、「廃棄物管理責任者」を定め、設置すること。元請受注者は、予め、監督職員に対し、廃棄物管理責任者とする者の氏名その他必要な事項を通知すること。また、除染等工事共通仕様書（第12版）1-1-4（3）により設置された作業指揮者は、廃棄物管理責任者の指示の下、当該作業指揮者が所属する各現場の作業単位ごとに、当該管理を行うこと。
- (2) 廃棄物管理責任者は、作業指揮者を統括して必要な指示を行い、解体作業現場において、各現場にて作業を実施する作業員及び工事関係車両を事前に整理・記録する登録簿を作成し、当該作業員・工事関係車両のみが当該現場で工事作業に従事するよう、改めて徹底すること。
- (3) 廃棄物管理責任者は、作業指揮者を統括して必要な指示を行い、下記2.～8.の事項を含む解体作業現場から発生する廃棄物の当該現場における管理及び仮置場への運搬について、責任をもって実施すること。特に、廃棄物管理責任者は、当該解体廃棄物の仮置場への運搬について、事前に運搬予定を整理・記録（以下「廃棄物運搬予定表」という。）

し、現場から予定されていない解体廃棄物の運搬がなされないようにすること。作業当日にやむを得ず事前に予定されていない解体廃棄物の運搬が必要と作業指揮者が判断した場合は、作業指揮者がその旨を廃棄物運搬予定表に記録（追記）したうえで、当該運搬を行うことを可能とする。廃棄物管理責任者は当該記録を確認し、署名等により確認結果を記録すること。

## 2. 解体廃棄物の収集・運搬に関する記録について

「解体廃棄物の収集・運搬に関する記録」（以下「収集・運搬記録」という。）について、今後は、様式を定めて、運搬前に、運搬車両毎に、必要事項を記録すること。記録した収集・運搬記録は、運搬車両に備え付けること。

## 3. 「大型解体現場等」の選定

以下のいずれかに該当する解体現場について、監督職員と協議のうえ、盗難・持ち出しのリスクがある金属くず等が多く発生する現場（以下「大型解体現場等」という。）として選定すること。

- (1) 鉄筋コンクリート造（RC造）
- (2) 鉄骨造（S造）
- (3) 解体工事前の三者立会において、盗難・持ち出しのリスクがある金属くず等が多く発生する可能性があるかと判断した現場
- (4) その他監督職員が必要と認める現場

また、今後新たに解体現場が生じる際は、当該現場が大型解体現場等に該当するかを、都度監督職員の了解の下、選定すること。

## 4. 大型解体現場等の出入口管理の厳格化

上記3.にて選定した大型解体現場等について、下記を実施することにより、出入口管理を実施すること。

- (1) 当該解体現場に仮囲いを設置する等により、現場に本件工事に無関係の者が無断で立ち入れないようにすること。その際、出入口の数は必要最小限とすること。
- (2) 現場に入出場する工事関係者、車両について、1.(2)も活用し、各作業日前に予め定めておくこと。
- (3) 出入口に監視員を配置し、監督職員又は受注者現場代理人が特に認めた場合を除き、(2)により定めた工事関係者、車両以外の現場への入場を禁止すること。
- (4) 出入口に設置された監視員は、当該現場から出場しようとする廃棄物を運搬する車両について、収集・運搬記録を確認し、収集・運搬記録を備え付けていない車両、収集・運搬記録に記載のない解体廃棄物を積載している車両の現場からの出場を認めないこと。また、監視員は、1.(3)により作成された作業当日の廃棄物運搬予定表を保有し、当

該廃棄物運搬予定表と収集・運搬記録等との整合性を確認することで、予定された廃棄物運搬以外の車両の現場からの出場を認めないこと。

1. (3)によりやむを得ず作業指揮者が作業当日に必要と判断した運搬に該当する場合は、作業指揮者がその旨を廃棄物運搬予定表に記録することを確認したうえで出場を認めること。

(5) 廃棄物管理責任者又はその指示を受けた元請受注者職員は、監視員による(3)、(4)の実施が適正に行われているか、随時確認すること。

(6) 各作業日の解体作業終了時に、出入口へ重機を配置する等により、無関係な車両の侵入を防止すること。

(7) 各作業日の解体作業終了時には当該出入口は施錠すること。(6)の重機の鍵及び出入口の鍵は、元請受注者が管理すること。

#### 5. 大型解体現場等における解体廃棄物の管理

大型解体現場等において、廃棄物管理責任者又はその指示を受けた元請受注者職員は、当該現場において解体廃棄物が発生する際には、同日中に廃棄物の発生状況を確認し、写真等により記録すること。

#### 6. 大型解体現場等における金属くず等の残置状況管理等

大型解体現場等における金属くず等について、無計画な現場残置を避け、仮置場への運搬頻度について、個々の現場の状況に応じ、監督職員の了解の下、決定すること。残置する場合は、元請受注者が、上記5.と合わせて残置状況を写真等により記録し、管理すること。

#### 7. 土日祝日における解体現場管理

土日祝日は原則として多くの金属くず等が発生する解体作業やこれらの運搬作業を実施しないこと。やむを得ず、これらを実施する場合には、元請受注者による常駐、カメラを活用した現場管理等により、上記1.～6.の取組に基づく現場管理と同等の無断持ち出し防止体制を実現すること。

#### 8. 工事関係者への教育を通じた危機意識の醸成

元請受注者の職員、作業員等に対し、改めて法令遵守の重要性について教育を実施すること。特に、放射性物質に関する社会的影響や、不法行為実施に伴うペナルティの大きさ等を伝え、危機意識を醸成すること。

以上